

「振替決済口座管理規定」一部改正新旧対照表

日本証券金融株式会社

[実施日：平成 26 年 6 月 20 日]

(下線箇所は改正部分)

新	旧
株式等振替決済口座管理規定	株式等振替決済口座管理規定
<p>第 1 条～第 10 条 (現行どおり)</p> <p>(振替の申請)</p> <p>第 11 条 お客様は、振替決済口座に記載又は記録されている振替株式等について、次の各号に定める場合を除き、当社に対し、振替の申請をすることができます。</p> <p>(1)～(3) (現行どおり)</p> <p>2 お客様が振替の申請を行うに当たっては、その 3 営業日前までに、次に掲げる事項を当社所定の依頼書に記入の上、届出の印章 <u>(又は署名)</u> により記名押印 <u>(又は署名)</u> してご提出ください。</p> <p>(1)～(8) (現行どおり)</p> <p>3 前項第 1 号の数量のうち振替上場投資信託受益権の数量にあつては、その振替上場投資信託受益権の 1 口の整数倍となるよう提示しなければなりません。</p> <p>4～6 (現行どおり)</p> <p>第 12 条～第 24 条の 4 (現行どおり)</p> <p>(配当金等に関する取扱い)</p> <p>第 25 条 お客様は、金融機関預金口座又は株式会社ゆうちょ銀行から開設を受けた口座(以下「預金口座等」といいます。)への振込みの方法により配当金又は分配金を受領しようとする場合には、当社に対し、発行者に対する配当金又は分配金を受領する預金口座等の指定(以下「配当金等振込指定」といいます。)の取次ぎの請求をすることができます。</p> <p>2 お客様は、当社を経由して機構に登録した一の金融機関預金口座(以下「登録配当金</p>	<p>第 1 条～第 10 条 (省略)</p> <p>(振替の申請)</p> <p>第 11 条 お客様は、振替決済口座に記載又は記録されている振替株式等について、次の各号に定める場合を除き、当社に対し、振替の申請をすることができます。</p> <p>(1)～(3) (省略)</p> <p>2 お客様が振替の申請を行うに当たっては、その 3 営業日前までに、次に掲げる事項を当社所定の依頼書に記入の上、届出の印章により記名押印してご提出ください。</p> <p>(1)～(8) (省略)</p> <p>3 前項第 1 号の数量は、振替上場投資信託受益権については、その 1 口の整数倍となるよう提示しなければなりません。</p> <p>4～6 (省略)</p> <p>第 12 条～第 24 条の 4 (省略)</p> <p>(配当金等に関する取扱い)</p> <p>第 25 条 お客様は、金融機関預金口座又は株式会社ゆうちょ銀行から開設を受けた口座(以下「預金口座等」といいます。)への振込みの方法により配当金又は分配金を受領しようとする場合には、当社に対し、発行者に対する配当金又は分配金を受領する預金口座等の指定(以下「配当金等振込指定」といいます。)の取次ぎの請求をすることができます。</p> <p>2 お客様は、当社を経由して機構に登録した一の金融機関預金口座への振込みにより、</p>

新	旧
<p>等受領口座」といいます。)への振込みにより、お客様が保有する全ての銘柄の配当金又は分配金を受領する方法(以下「登録配当金等受領口座方式」といいます。)又はお客様が発行者から支払われる配当金又は分配金の受領を当社に委託し、発行者は当該委託に基づいて、当社がお客様のために開設する振替決済口座に記載又は記録された振替株式等の数量(当該発行者に係るものに限ります。)に応じて当社に対して配当金又は分配金の支払いを行うことにより、お客様が配当金又は分配金を受領する方式(以下「株式数等比例配分方式」といいます。)を利用しようとする場合には、当社に対し、その旨を示して前項の配当金等振込指定の取次ぎの請求をしていただきます。</p> <p>3 お客様が前項の株式数等比例配分方式の利用を内容とする配当金等振込指定の取次ぎを請求する場合には、次に掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取り扱います。</p> <p>(1)～(6) (現行どおり)</p> <p>(7) お客様が次に掲げる者に該当する場合には、株式数等比例配分方式を利用することはできないこと。</p> <p>イ 特別口座に記載又は記録されている株式の名義人である加入者その他の機構に対して株式数等比例配分方式に基づく加入者の配当金又は分配金の受領をしない旨の届出をした口座管理機関の加入者</p> <p>ロ 機構加入者</p> <p>ハ 他の者から株券喪失登録がされている株券に係る株式(当該株式の銘柄が振替株式であるものに限る。)の名義人である加入者、当該株券喪失登録がされている株券に係る株券喪失登録者である加入者又は会社法第225条第1項の規定により当該株券喪失登録がされている株券について当該株券喪失登録の抹消を申請した者である加入者</p> <p>4 (現行どおり)</p> <p>第25条の2～第33条 (現行どおり)</p> <p>(手数料)</p> <p>第34条 <u>当社は、振替決済口座に係る口座管理料その他の手数料をいたしません。</u></p>	<p>お客様が保有する全ての銘柄の配当金又は分配金を受領する方法(以下「登録配当金等受領口座方式」といいます。)又はお客様が発行者から支払われる配当金又は分配金の受領を当社に委託し、発行者は当該委託に基づいて、当社がお客様のために開設する振替決済口座に記載又は記録された振替株式等の数量(当該発行者に係るものに限ります。)に応じて当社に対して配当金又は分配金の支払いを行うことにより、お客様が配当金又は分配金を受領する方式(以下「株式数等比例配分方式」といいます。)を利用しようとする場合には、当社に対し、その旨を示して前項の配当金等振込指定の取次ぎの請求をしていただきます。</p> <p>3 お客様が前項の株式数等比例配分方式の利用を内容とする配当金等振込指定の取次ぎを請求する場合には、次に掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取り扱います。</p> <p>(1)～(6) (省略)</p> <p>(7) お客様が次に掲げる者に該当する場合には、株式数等比例配分方式を利用することはできないこと。</p> <p>イ 特別口座に記載又は記録されている株式の名義人である加入者その他の機構に対して株式数等比例配分方式に基づく加入者の配当金又は分配金の受領をしない旨の届出をした口座管理機関の加入者</p> <p>ロ 機構加入者</p> <p>ハ 他の者から株券喪失登録がされている株券に係る株式(当該株式の銘柄が振替株式であるものに限る。)の名義人である加入者、当該株券喪失登録がされている株券に係る株券喪失登録者である加入者又は会社法第225条の規定により当該株券喪失登録がされている株券について当該株券喪失登録の抹消を申請した者である加入者</p> <p>4 (省略)</p> <p>第25条の2～第33条 (省略)</p> <p>(口座管理料)</p> <p>第34条 <u>当社は、振替決済口座を開設したときは、その開設時及び振替決済口座開設後1</u></p>

新	旧
<p style="text-align: center;">(削る)</p> <p>第35条、第36条 (現行どおり)</p> <p>(解約等)</p> <p>第37条 次の各号のいずれかに該当する場合には、契約は解約されます。この場合、当社から解約の通知があったときは、振替株式等を他の口座管理機関へ振替える等、直ちに当社所定の手続きをおとりいただきます。第4条による当社からの申出により契約が更新されないときも同様とします。</p> <p>(1) お客様から解約のお申出があった場合</p> <p style="text-align: center;">(削る)</p> <p><u>(2) お客様がこの規定に違反したとき</u></p> <p><u>(3) 一定期間口座残高がない場合</u></p> <p><u>(4) お客様が第41条に定めるこの規定の変更に同意しないとき</u></p> <p><u>(5) お客様が口座開設申込時にした確約に関して虚偽の申告をしたことが認められ、当社が解約を申し出たとき</u></p> <p><u>(6) お客様が暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロもしくは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」といいます。)であること又はお客様が次のイからホまでのいずれかに該当することが判明し、当社が解約を申し出たとき</u></p> <p><u>イ 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること</u></p> <p><u>ロ 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること</u></p> <p><u>ハ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること</u></p>	<p><u>年を経過するごとに所定の料金をいただくことがあります。</u></p> <p><u>2 当社は、前項の場合、配当金等の預り金があるときは、それから充当することがあります。また、料金のお支払いがないときは、振替株式等に係る配当金等の支払いのご請求には応じないことがあります。</u></p> <p>第35条、第36条 (省略)</p> <p>(解約等)</p> <p>第37条 次の各号のいずれかに該当する場合には、契約は解約されます。この場合、当社から解約の通知があったときは、振替株式等を他の口座管理機関へ振替える等、直ちに当社所定の手続きをおとりいただきます。第4条による当社からの申出により契約が更新されないときも同様とします。</p> <p>(1) お客様から解約のお申出があった場合</p> <p><u>(2) お客様が手数料を支払わないとき</u></p> <p><u>(3) お客様がこの規定に違反したとき</u></p> <p><u>(4) 口座残高がない場合</u></p> <p><u>(5) お客様が第41条に定めるこの規定の変更に同意しないとき</u></p> <p><u>(6) お客様が口座開設申込時にした確約に関して虚偽の申告をしたことが認められ、当社が解約を申し出たとき</u></p> <p><u>(7) お客様が暴力団員、暴力団関係企業、いわゆる総会屋等の反社会的勢力に該当すると認められ、当社が解約を申し出たとき</u></p>

新	旧
<p> <u>ニ 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること</u> <u>ホ 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること</u> (7) お客様が自ら又は第三者を利用して、次のイからホまでのいずれかに該当する行為を行い、当社が契約を継続しがたいと認めて、解約を申し出たとき イ <u>暴力的な要求行為</u> ロ <u>法的な責任を超えた不当な要求行為</u> ハ <u>取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為</u> ニ <u>風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為</u> ホ <u>その他上記イからニに準ずる行為</u> (8) やむを得ない事由により、当社が解約を申し出たとき 2 (現行どおり) (削 る) 第38条 (現行どおり) (免責事項) 第39条 当社は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。 (1) (現行どおり) (2) 依頼書、諸届その他の書類に使用された印影(又は署名)を届出の印鑑(又は署名鑑)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて振替株式等の振替又は抹消、その他の取扱いをしたうえで、当該書類について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害 (3) 依頼書に使用された印影(又は署名)が届出の印鑑(又は署名鑑)と相違するため、振替株式等の振替をしなかった場合に生じた損害 </p>	<p> (8) お客様が<u>暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等</u>を行い、当社が契約を継続しがたいと認めて、解約を申し出たとき (9) やむを得ない事由により、当社が解約を申し出たとき 2 (省略) 3 <u>前2項による振替株式等の振替手続きが遅延したときは、遅延損害金として振替が完了した日までの手数料相当額をお支払いください。この場合、配当金等の預り金は、遅延損害金に充当しますが、不足額が生じたときは、直ちにお支払いください。</u> 第38条 (省略) (免責事項) 第39条 当社は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。 (1) (省略) (2) 依頼書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて振替株式等の振替又は抹消、その他の取扱いをしたうえで、当該書類について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害 (3) 依頼書に使用された印影が届出の印鑑と相違するため、振替株式等の振替をしなかった場合に生じた損害 </p>

新	旧
<p>(4)～(6) (現行どおり)</p> <p>第40条、第41条 (現行どおり)</p> <p>(個人情報等の取扱い)</p> <p>第42条 お客様の個人情報(氏名、住所、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名、その他機構が定める事項。以下同じ。)の一部又は全部が、法令に定める場合のほか、機構の業務規程に基づくこの規定の各条項により、機構、機構を通じて振替株式等の発行者及び受託者並びに機構を通じて他の口座管理機関(以下「機構等」といいます。)に提供されることがありますが、この規定の定めにより、お客様の個人情報が機構等へ提供されることについて同意していただいたものとして取り扱います。</p> <p><u>2 米国政府及び日本政府からの要請により、当社は、お客様が外国口座税務コンプライアンス法(FATCA)上の報告対象として以下の(1)、(2)又は(3)に該当する場合及び該当する可能性がある」と当社が判断する場合、米国税務当局における課税執行のため、お客様の情報(氏名/名称、住所/所在地、米国納税者番号、口座番号、口座残高、口座に発生した所得の額、その他米国税務当局が指定する情報)を米国税務当局に提供することがありますが、この規定の定めにより、お客様の当該情報が米国税務当局へ提供されることについて同意していただいたものとして取り扱います。</u></p> <p><u>(1) 米国における納税義務のある自然人、法人又はその他の組織</u></p> <p><u>(2) 米国における納税義務のある自然人が実質的支配者となっている非米国法人又はその他の組織</u></p> <p><u>(3) FATCAの枠組みに参加していない金融機関(米国内国歳入法1471条及び1472条の適用上、適用外受益者として扱われる者を除きます。)</u></p> <p style="text-align: right;">日本証券金融株式会社</p> <p>平成26年6月20日 改正制定</p>	<p>(4)～(6) (省略)</p> <p>第40条、第41条 (省略)</p> <p>(個人情報の取扱い)</p> <p>第42条 お客様の個人情報(氏名、住所、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名、その他機構が定める事項。以下同じ。)の一部又は全部が、法令に定める場合のほか、機構の業務規程に基づくこの規定の各条項により、機構、機構を通じて振替株式等の発行者及び受託者並びに機構を通じて他の口座管理機関(以下「機構等」といいます。)に提供されることがありますが、この規定の定めにより、お客様の個人情報が機構等へ提供されることについて同意していただいたものとして取り扱います。</p> <p style="text-align: right;">(新 設)</p> <p style="text-align: right;">日本証券金融株式会社</p> <p>平成21年1月5日 制定</p> <p>平成22年4月1日 一部改定</p> <p>平成22年7月1日 一部改定</p> <p>平成23年10月1日 一部改定</p>

新	旧
<p style="text-align: center;">国債振替決済口座管理規定</p> <p>第1条、第2条（現行どおり）</p> <p>（振替決済口座の開設）</p> <p>第3条 振替決済口座の開設に当たっては、あらかじめ、お客様から当社所定の「振替決済口座設定申込書」によりお申し込みいただきます。その際、犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に従い取引時確認を行わせていただきます。</p> <p>2 当社は、お客様から「振替決済口座設定申込書」による振替決済口座開設のお申し込みを受け、これを承諾したときは遅滞なく振替決済口座を開設し、お客様にその旨を連絡いたします。</p> <p>3（現行どおり）</p> <p>（当社への届出事項）</p> <p>第4条 「振替決済口座設定申込書」に押なつされた印影及び記載された住所、氏名等をもって、お届けの印鑑、住所、氏名等とします。</p> <p>第5条（現行どおり）</p> <p>（他の口座管理機関への振替）</p> <p>第6条 当社は、お客様からお申出があった場合には、他の口座管理機関の口座へ振替を行うことができます。また、当社で振込国債を受け入れるときは、渡し方の依頼人に対し振替に必要な事項（当社及び口座を開設している部店名、口座番号、口座名等。担保の設定の場合は加えて、<u>保有欄か質権欄の別、加入者口座番号等</u>）をご連絡ください。</p>	<p style="text-align: center;">国債振替決済口座管理規定</p> <p>平成24年4月1日 一部改定 平成25年7月22日 一部改定 平成25年10月1日 一部改定</p> <p>第1条、第2条（省略）</p> <p>（振替決済口座の開設）</p> <p>第3条 振替決済口座の開設に当たっては、あらかじめ、お客様から当社所定の「振替決済口座開設申込書」によりお申し込みいただきます。その際、犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に従い取引時確認を行わせていただきます。</p> <p>2 当社は、お客様から「振替決済口座開設申込書」による振替決済口座開設のお申し込みを受け、これを承諾したときは遅滞なく振替決済口座を開設し、お客様にその旨を連絡いたします。</p> <p>3（省略）</p> <p>（当社への届出事項）</p> <p>第4条 「振替決済口座開設申込書」に押なつされた印影及び記載された住所、氏名等をもって、お届けの印鑑、住所、氏名等とします。</p> <p>第5条（省略）</p> <p>（他の口座管理機関への振替）</p> <p>第6条 当社は、お客様からお申出があった場合には、他の口座管理機関の口座へ振替を行うことができます。また、当社で振込国債を受け入れるときは、渡し方の依頼人に対し振替に必要な事項（当社及び口座を開設している部店名、口座番号、口座名等。担保の設定の場合は加えて、<u>種別及び内訳区分の別等</u>）をご連絡ください。上記連絡事項に</p>

新	旧
<p>上記連絡事項に誤りがあった場合は、正しく手続きが行われないことがあります。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>第7条～第13条 (現行どおり)</p> <p><u>(手数料)</u></p> <p>第14条 <u>当社は、振替決済口座に係る口座管理料その他の手数料をいたしません。</u></p> <p>(削る)</p> <p>第15条 (現行どおり)</p> <p>(解約)</p> <p>第16条 次に掲げる場合は、契約は解約されます。</p> <p>(1) お客様から解約のお申出があった場合</p> <p><u>(2) お客様がこの規定に違反したとき</u></p> <p><u>(3) 一定期間口座残高がない場合</u></p> <p><u>(4) お客様が第18条に定めるこの規定の変更に同意しないとき</u></p> <p><u>(5) お客様が口座開設申込時にした確約に関して虚偽の申告をしたことが認められ、当社が解約を申し出たとき</u></p> <p><u>(6) お客様が暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロもしくは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」といいます。)であること又はお客様が次のイからホまでのいずれかに該当することが判明し、当社が解約を申し出たとき</u></p> <p><u>イ 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること</u></p> <p><u>ロ 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること</u></p>	<p>誤りがあった場合は、正しく手続きが行われないことがあります。</p> <p>2 (省略)</p> <p>第7条～第13条 (省略)</p> <p><u>(口座管理料)</u></p> <p>第14条 <u>当社は、振替決済口座を開設したときは、その開設時及び口座開設後1年を経過するごとに所定の料金をいただくことがあります。</u></p> <p><u>2 当社は、前項の場合、お客様からの預り金があるときは、それから充当することがあります。また、料金のお支払いがないときは、振込国債の元金又は利子の支払いのご請求には応じないことがあります。</u></p> <p>第15条 (省略)</p> <p>(解約)</p> <p>第16条 次に掲げる場合は、契約は解約されます。</p> <p>(1) お客様から解約のお申出があった場合</p> <p>(新設)</p> <p><u>(2) 口座残高がない場合</u></p> <p><u>(3) 第18条に定めるこの規定の変更にお客様が同意されない場合</u></p> <p><u>(4) お客様が口座開設申込時にした確約に関して虚偽の申告をしたことが認められ、当社が解約を申し出たとき</u></p> <p><u>(5) お客様が暴力団員、暴力団関係企業、いわゆる総会屋等の反社会的勢力に該当すると認められ、当社が解約を申し出たとき</u></p>

新	旧
<p><u>ハ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること</u></p> <p><u>ニ 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること</u></p> <p><u>ホ 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること</u></p> <p>(7) お客様が自ら又は第三者を利用して、次のイからホまでのいずれかに該当する行為を行い、当社が契約を継続しがたいと認めて、解約を申し出たとき</p> <p>イ <u>暴力的な要求行為</u></p> <p>ロ <u>法的な責任を超えた不当な要求行為</u></p> <p>ハ <u>取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為</u></p> <p>ニ <u>風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為</u></p> <p>ホ <u>その他上記イからニに準ずる行為</u></p> <p>(8) やむを得ない事由により、当社が解約を申し出たとき</p> <p>第17条、第18条 (現行どおり)</p>	<p>(6) お客様が<u>暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等</u>を行い、当社が契約を継続しがたいと認めて、解約を申し出たとき</p> <p>(7) やむを得ない事由により、当社が解約を申し出た<u>場合</u></p> <p>第17条、第18条 (省略)</p>
<p><u>(個人情報等の取扱い)</u></p> <p>第19条 <u>米国政府及び日本政府からの要請により、当社は、お客様が外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）上の報告対象として以下の(1)、(2)又は(3)に該当する場合及び該当する可能性がある」と当社が判断する場合、米国税務当局における課税執行のため、お客様の情報（氏名/名称、住所/所在地、米国納税者番号、口座番号、口座残高、口座に発生した所得の額、その他米国税務当局が指定する情報）を米国税務当局に提供することがありますが、この規定の定めにより、お客様の当該情報が米国税務当局へ提供されることについて同意していただいたものとして取り扱います。</u></p> <p>(1) <u>米国における納税義務のある自然人、法人又はその他の組織</u></p> <p>(2) <u>米国における納税義務のある自然人が実質的支配者となっている非米国法人又は</u></p>	<p>(新 設)</p>

新	旧
<p><u>その他の組織</u></p> <p><u>(3) F A T C Aの枠組みに参加していない金融機関（米国内国歳入法 1471 条及び 1472 条の適用上、適用外受益者として扱われる者を除きます。）</u></p> <p style="text-align: right;">日本証券金融株式会社</p> <p>平成26年 6月20日 改正制定</p> <p style="text-align: center;">一般債振替決済口座管理規定</p> <p>第 1 条～第 5 条 （現行どおり）</p> <p>（振替の申請）</p> <p>第 6 条 お客様は、振替決済口座に記載又は記録されている一般債について、次の各号に定める場合を除き、当社に対し、振替の申請をすることができます。</p> <p>(1)～(4) （現行どおり）</p> <p>2 お客様が振替の申請を行うに当たっては、その3営業日前までに、次に掲げる事項を当社所定の依頼書に記入の上、届出の印章<u>（又は署名）</u>により記名押印<u>（又は署名）</u>してご提出ください。</p> <p>(1)～(5) （現行どおり）</p> <p>3～5 （現行どおり）</p> <p>第 7 条～第 12 条 （現行どおり）</p>	<p style="text-align: right;">日本証券金融株式会社</p> <p>平成21年 1月5日 制定</p> <p>平成22年 4月1日 一部改定</p> <p>平成22年 7月1日 一部改定</p> <p>平成23年10月1日 一部改定</p> <p>平成25年 7月22日 一部改定</p> <p>平成25年10月1日 一部改定</p> <p style="text-align: center;">一般債振替決済口座管理規定</p> <p>第 1 条～第 5 条 （省略）</p> <p>（振替の申請）</p> <p>第 6 条 お客様は、振替決済口座に記載又は記録されている一般債について、次の各号に定める場合を除き、当社に対し、振替の申請をすることができます。</p> <p>(1)～(4) （省略）</p> <p>2 お客様が振替の申請を行うに当たっては、その3営業日前までに、次に掲げる事項を当社所定の依頼書に記入の上、届出の印章により記名押印してご提出ください。</p> <p>(1)～(5) （省略）</p> <p>3～5 （省略）</p> <p>第 7 条～第 12 条 （省略）</p>

新	旧
<p>(手数料)</p> <p>第13条 <u>当社は、振替決済口座に係る口座管理料その他の手数料をいたしません。</u></p> <p>(削る)</p> <p>第14条、第15条 (現行どおり)</p> <p>(解約等)</p> <p>第16条 次の各号のいずれかに該当する場合には、契約は解約されます。この場合、当社から解約の通知があったときは、直ちに当社所定の手続きをとり、一般債を他の口座管理機関へお振替えください。第4条による当社からの申出により契約が更新されなときも同様とします。</p> <p>(1) お客様から解約のお申出があった場合 (削る)</p> <p>(2) お客様がこの規定に違反したとき</p> <p>(3) <u>一定期間口座残高がない場合</u></p> <p>(4) お客様が第20条に定めるこの規定の変更に同意しないとき</p> <p>(5) <u>お客様が口座開設申込時にした確約に関して虚偽の申告をしたことが認められ、当社が解約を申し出たとき</u></p> <p>(6) <u>お客様が暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロもしくは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」といいます。)であること又はお客様が次のイからホまでのいずれかに該当することが判明し、当社が解約を申し出たとき</u></p> <p>イ <u>暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること</u></p> <p>ロ <u>暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること</u></p>	<p>(口座管理料)</p> <p>第13条 <u>当社は、振替決済口座を開設したときは、その開設時及び口座開設後1年を経過するごとに所定の料金をいただくことがあります。</u></p> <p>2 <u>当社は、前項の場合、お客様からの預り金があるときは、それから充当することがあります。また、料金のお支払いがないときは、一般債の償還金又は利金の支払いのご請求には応じないことがあります。</u></p> <p>第14条、第15条 (省略)</p> <p>(解約等)</p> <p>第16条 次の各号のいずれかに該当する場合には、契約は解約されます。この場合、当社から解約の通知があったときは、直ちに当社所定の手続きをとり、一般債を他の口座管理機関へお振替えください。第4条による当社からの申出により契約が更新されなときも同様とします。</p> <p>(1) お客様から解約のお申出があった場合</p> <p>(2) <u>お客様が手数料を支払わないとき</u></p> <p>(3) お客様がこの規定に違反したとき</p> <p>(4) 口座残高がない場合</p> <p>(5) お客様が第20条に定めるこの規定の変更に同意しないとき</p> <p>(6) <u>お客様が口座開設申込時にした確約に関して虚偽の申告をしたことが認められ、当社が解約を申し出たとき</u></p> <p>(7) <u>お客様が暴力団員、暴力団関係企業、いわゆる総会屋等の反社会的勢力に該当すると認められ、当社が解約を申し出たとき</u></p>

新	旧
<p>ハ <u>自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること</u></p> <p>ニ <u>暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること</u></p> <p>ホ <u>役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること</u></p> <p>(7) <u>お客様が自ら又は第三者を利用して、次のイからホまでのいずれかに該当する行為を行い、当社が契約を継続しがたいと認めて、解約を申し出たとき</u></p> <p>イ <u>暴力的な要求行為</u></p> <p>ロ <u>法的な責任を超えた不当な要求行為</u></p> <p>ハ <u>取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為</u></p> <p>ニ <u>風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為</u></p> <p>ホ <u>その他上記イからニに準ずる行為</u></p> <p>(8) <u>やむを得ない事由により、当社が解約を申し出たとき</u> (削 る)</p>	<p>(8) <u>お客様が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、当社が契約を継続しがたいと認めて、解約を申し出たとき</u></p> <p>(9) <u>やむを得ない事由により、当社が解約を申し出たとき</u></p> <p>2 <u>前項による一般債の振替手続きが遅延したときは、遅延損害金として振替が完了した日までの手数料相当額をお支払いください。この場合、第13条第2項に基づく返戻金は、遅延損害金に充当しますが、不足額が生じたときは、直ちにお支払いください。</u></p>
<p>第17条 (現行どおり)</p> <p>(免責事項)</p> <p>第18条 当社は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。</p> <p>(1) (現行どおり)</p> <p>(2) <u>依頼書、諸届その他の書類に使用された印影(又は署名)を届出の印鑑(又は署名鑑)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて一般債の振替又は抹消、その他の取扱いをしたうえで、当該書類について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害</u></p>	<p>第17条 (省略)</p> <p>(免責事項)</p> <p>第18条 当社は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) <u>依頼書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて一般債の振替又は抹消、その他の取扱いをしたうえで、当該書類について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害</u></p>

新	旧
<p>(3) 依頼書に使用された印影(又は署名)が届出の印鑑(又は署名鑑)と相違するため、一般債の振替をしなかった場合に生じた損害</p> <p>(4)～(6) (現行どおり)</p>	<p>(3) 依頼書に使用された印影が届出の印鑑と相違するため、一般債の振替をしなかった場合に生じた損害</p> <p>(4)～(6) (省略)</p>
<p>第19条～第20条の2 (現行どおり)</p>	<p>第19条～第20条の2 (省略)</p>
<p><u>(個人情報等の取扱い)</u></p>	
<p>第21条 <u>米国政府及び日本政府からの要請により、当社は、お客様が外国口座税務コンプライアンス法(FATCA)上の報告対象として以下の(1)、(2)又は(3)に該当する場合及び該当する可能性がある」と当社が判断する場合、米国税務当局における課税執行のため、お客様の情報(氏名/名称、住所/所在地、米国納税者番号、口座番号、口座残高、口座に発生した所得の額、その他米国税務当局が指定する情報)を米国税務当局に提供することがありますが、この規定の定めにより、お客様の当該情報が米国税務当局へ提供されることについて同意していただいたものとして取り扱います。</u></p> <p><u>(1) 米国における納税義務のある自然人、法人又はその他の組織</u></p> <p><u>(2) 米国における納税義務のある自然人が実質的支配者となっている非米国法人又はその他の組織</u></p> <p><u>(3) FATCAの枠組みに参加していない金融機関(米国内国歳入法1471条及び1472条の適用上、適用外受益者として扱われる者を除きます。)</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p>日本証券金融株式会社</p>	<p>日本証券金融株式会社</p>
<p>平成26年6月20日 改正制定</p>	<p>平成21年1月5日 制定</p> <p>平成22年4月1日 一部改定</p> <p>平成22年7月1日 一部改定</p> <p>平成23年10月1日 一部改定</p> <p>平成24年4月1日 一部改定</p> <p>平成25年7月22日 一部改定</p> <p>平成25年10月1日 一部改定</p>

新	旧
<p style="text-align: center;">短期社債等振替決済口座管理規定</p> <p>第1条～第5条 (現行どおり)</p> <p>(振替の申請)</p> <p>第6条 お客様は、振替決済口座に記載又は記録されている短期社債等について、差押えを受けたものその他の法令の規定により振替又はその申請を禁止されたものを除き、当社に対し、振替の申請をすることができます。</p> <p>2 お客様が振替の申請を行うに当たっては、その3営業日前までに、次に掲げる事項を当社所定の依頼書に記入の上、届出の印章<u>(又は署名)</u>により記名押印<u>(又は署名)</u>してご提出ください。</p> <p>(1)～(5) (現行どおり)</p> <p>3～5 (現行どおり)</p> <p>第7条～第12条 (現行どおり)</p> <p><u>(手数料)</u></p> <p>第13条 <u>当社は、振替決済口座に係る口座管理料その他の手数料をいたしません。</u></p> <p style="text-align: center;">(削 る)</p> <p>第14条、第15条 (現行どおり)</p> <p>(解約等)</p> <p>第16条 次の各号のいずれかに該当する場合には、契約は解約されます。この場合、当社から解約の通知があったときは、直ちに当社所定の手続きをとり、短期社債等を他の口座管理機関へお振替えください。第4条による当社からの申出により契約が更新されな</p>	<p style="text-align: center;">短期社債等振替決済口座管理規定</p> <p>第1条～第5条 (省略)</p> <p>(振替の申請)</p> <p>第6条 お客様は、振替決済口座に記載又は記録されている短期社債等について、差押えを受けたものその他の法令の規定により振替又はその申請を禁止されたものを除き、当社に対し、振替の申請をすることができます。</p> <p>2 お客様が振替の申請を行うに当たっては、その3営業日前までに、次に掲げる事項を当社所定の依頼書に記入の上、届出の印章により記名押印してご提出ください。</p> <p>(1)～(5) (省略)</p> <p>3～5 (省略)</p> <p>第7条～第12条 (省略)</p> <p><u>(口座管理料)</u></p> <p>第13条 <u>当社は、振替決済口座を開設したときは、その開設時及び口座開設後1年を経過するごとに所定の料金をいただくことがあります。</u></p> <p><u>2 当社は、前項の場合、お客様からの預り金があるときは、それから充当することがあります。また、料金のお支払いがないときは、短期社債等の償還金の支払いのご請求には応じないことがあります。</u></p> <p>第14条、第15条 (省略)</p> <p>(解約等)</p> <p>第16条 次の各号のいずれかに該当する場合には、契約は解約されます。この場合、当社から解約の通知があったときは、直ちに当社所定の手続きをとり、短期社債等を他の口座管理機関へお振替えください。第4条による当社からの申出により契約が更新されな</p>

新	旧
<p>いととも同様とします。</p> <p>(1) お客様から解約のお申出があった場合 (削る)</p> <p>(2) お客様がこの規定に違反したとき</p> <p>(3) 一定期間口座残高がない場合</p> <p>(4) お客様が第19条に定めるこの規定の変更に同意しないとき</p> <p>(5) お客様が口座開設申込時にした確約に関して虚偽の申告をしたことが認められ、当社が解約を申し出たとき</p> <p>(6) お客様が暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロもしくは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます。）であること又はお客様が次のイからホまでのいずれかに該当することが判明し、当社が解約を申し出たとき</p> <p>イ 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること</p> <p>ロ 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること</p> <p>ハ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること</p> <p>ニ 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること</p> <p>ホ 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること</p> <p>(7) お客様が自ら又は第三者を利用して、次のイからホまでのいずれかに該当する行為を行い、当社が契約を継続しがたいと認めて、解約を申し出たとき</p> <p>イ 暴力的な要求行為</p> <p>ロ 法的な責任を超えた不当な要求行為</p> <p>ハ 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為</p> <p>ニ 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為</p>	<p>いととも同様とします。</p> <p>(1) お客様から解約のお申出があった場合</p> <p>(2) <u>お客様が手数料を支払わないとき</u></p> <p>(3) お客様がこの規定に違反したとき</p> <p>(4) 口座残高がない場合</p> <p>(5) お客様が第19条に定めるこの規定の変更に同意しないとき</p> <p>(6) お客様が口座開設申込時にした確約に関して虚偽の申告をしたことが認められ、当社が解約を申し出たとき</p> <p>(7) お客様が暴力団員、暴力団関係企業、いわゆる総会屋等の反社会的勢力に該当すると認められ、当社が解約を申し出たとき</p> <p>(8) <u>お客様が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、当社が契約を継続しがたいと認めて、解約を申し出たとき</u></p>

新	旧
<p>ホ <u>その他上記イからニに準ずる行為</u></p> <p>(8) やむを得ない事由により、当社が解約を申し出たとき (削 る)</p> <p>第17条 (現行どおり)</p> <p>(免責事項)</p> <p>第18条 当社は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。</p> <p>(1) (現行どおり)</p> <p>(2) 依頼書、諸届その他の書類に使用された印影(又は署名)を届出の印鑑(又は署名鑑)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて短期社債等の振替又は抹消、その他の取扱いをしたうえで、当該書類について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害</p> <p>(3) 依頼書に使用された印影(又は署名)が届出の印鑑(又は署名鑑)と相違するため、短期社債等の振替をしなかった場合に生じた損害</p> <p>(4)～(6) (現行どおり)</p> <p>第19条 (現行どおり)</p> <p><u>(個人情報等の取扱い)</u></p> <p>第20条 <u>米国政府及び日本政府からの要請により、当社は、お客様が外国口座税務コンプライアンス法(FATCA)上の報告対象として以下の(1)、(2)又は(3)に該当する場合及び該当する可能性がある」と当社が判断する場合、米国税務当局における課税執行のため、お客様の情報(氏名/名称、住所/所在地、米国納税者番号、口座番号、口座残高、口座に発生した所得の額、その他米国税務当局が指定する情報)を米国税務当局に提供することがありますが、この規定の定めにより、お客様の当該情報が米国税務当局へ提供されることについて同意していただいたものとして取り扱います。</u></p>	<p>(9) やむを得ない事由により、当社が解約を申し出たとき</p> <p><u>2 前項による短期社債等の振替手続きが遅延したときは、遅延損害金として振替が完了した日までの手数料相当額をお支払いください。この場合、第13条第2項に基づく返戻金は、遅延損害金に充当しますが、不足額が生じたときは、直ちにお支払いください。</u></p> <p>第17条 (省略)</p> <p>(免責事項)</p> <p>第18条 当社は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 依頼書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて短期社債等の振替又は抹消、その他の取扱いをしたうえで、当該書類について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害</p> <p>(3) 依頼書に使用された印影が届出の印鑑と相違するため、短期社債等の振替をしなかった場合に生じた損害</p> <p>(4)～(6) (省略)</p> <p>第19条 (省略)</p> <p>(新 設)</p>

新	旧
<p><u>(1) 米国における納税義務のある自然人、法人又はその他の組織</u></p> <p><u>(2) 米国における納税義務のある自然人が実質的支配者となっている非米国法人又はその他の組織</u></p> <p><u>(3) FATCAの枠組みに参加していない金融機関（米国内国歳入法 1471 条及び 1472 条の適用上、適用外受益者として扱われる者を除きます。）</u></p> <p style="text-align: right;">日本証券金融株式会社</p> <p>平成21年 1 月 5 日 制 定 <u>（大阪証券金融株式会社）</u></p> <p>平成22年 4 月 1 日 一部改定</p> <p>平成22年 7 月 1 日 一部改定</p> <p>平成23年10月 1 日 一部改定</p> <p>平成25年 7 月22日 一部改定 <u>（日本証券金融株式会社）</u></p> <p>平成25年10月 1 日 一部改定</p> <p><u>平成26年 6 月20日 一部改定</u></p> <p style="text-align: center;">投資信託受益権振替決済口座管理規定</p> <p>第 1 条～第 5 条 （現行どおり）</p> <p>（振替の申請）</p> <p>第 6 条 お客様は、振替決済口座に記載又は記録されている投資信託受益権について、次の各号に定める場合を除き、当社に対し、振替の申請をすることができます。</p> <p>(1)～(7) （現行どおり）</p> <p>2 お客様が振替の申請を行うに当たっては、その 3 営業日前までに、次に掲げる事項を当社所定の依頼書に記入の上、届出の印章<u>（又は署名）</u>により記名押印<u>（又は署名）</u>してご提出ください。</p> <p>(1)～(5) （現行どおり）</p>	<p style="text-align: right;">日本証券金融株式会社</p> <p>平成21年 1 月 5 日 制 定</p> <p>平成22年 4 月 1 日 一部改定</p> <p>平成22年 7 月 1 日 一部改定</p> <p>平成23年10月 1 日 一部改定</p> <p>平成25年 7 月22日 一部改定</p> <p>平成25年10月 1 日 一部改定</p> <p style="text-align: center;">投資信託受益権振替決済口座管理規定</p> <p>第 1 条～第 5 条 （省略）</p> <p>（振替の申請）</p> <p>第 6 条 お客様は、振替決済口座に記載又は記録されている投資信託受益権について、次の各号に定める場合を除き、当社に対し、振替の申請をすることができます。</p> <p>(1)～(7) （省略）</p> <p>2 お客様が振替の申請を行うに当たっては、その 3 営業日前までに、次に掲げる事項を当社所定の依頼書に記入の上、届出の印章により記名押印してご提出ください。</p> <p>(1)～(5) （省略）</p>

新	旧
<p>3～5 (現行どおり)</p> <p>第7条～第12条 (現行どおり)</p> <p>(手数料)</p> <p>第13条 <u>当社は、振替決済口座に係る口座管理料その他の手数料をいたしません。</u></p> <p>(削る)</p> <p>第14条、第15条 (現行どおり)</p> <p>(解約等)</p> <p>第16条 次の各号のいずれかに該当する場合には、契約は解約されます。この場合、当社から解約の通知があったときは、直ちに当社所定の手続きをとり、投資信託受益権を他の口座管理機関へお振替えください。第4条による当社からの申出により契約が更新されないときも同様とします。</p> <p>(1) お客様から解約のお申出があった場合</p> <p>(削る)</p> <p>(2) お客様がこの規定に違反したとき</p> <p>(3) <u>一定期間口座残高がない場合</u></p> <p>(4) お客様が第19条に定めるこの規定の変更に同意しないとき</p> <p>(5) お客様が口座開設申込時にした確約に関して虚偽の申告をしたことが認められ、当社が解約を申し出たとき</p> <p>(6) <u>お客様が暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロもしくは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」といいます。)であること又はお客様が次のイからホまでのいずれかに該当することが判明し、当社</u></p>	<p>3～5 (省略)</p> <p>第7条～第12条 (省略)</p> <p>(口座管理料)</p> <p>第13条 <u>当社は、振替決済口座を開設したときは、その開設時及び口座開設後1年を経過するごとに所定の料金をいただくことがあります。</u></p> <p>2 <u>当社は、前項の場合、お客様からの預り金があるときは、それから充当することがあります。また、料金のお支払いがないときは、投資信託受益権の償還金、収益の分配金の支払いのご請求には応じないことがあります。</u></p> <p>第14条、第15条 (省略)</p> <p>(解約等)</p> <p>第16条 次の各号のいずれかに該当する場合には、契約は解約されます。この場合、当社から解約の通知があったときは、直ちに当社所定の手続きをとり、投資信託受益権を他の口座管理機関へお振替えください。第4条による当社からの申出により契約が更新されないときも同様とします。</p> <p>(1) お客様から解約のお申出があった場合</p> <p>(2) <u>お客様が手数料を支払わないとき</u></p> <p>(3) お客様がこの規定に違反したとき</p> <p>(4) 口座残高がない場合</p> <p>(5) お客様が第19条に定める規定の変更に同意しないとき</p> <p>(6) お客様が口座開設申込時にした確約に関して虚偽の申告をしたことが認められ、当社が解約を申し出たとき</p> <p>(7) <u>お客様が暴力団員、暴力団関係企業、いわゆる総会屋等の反社会的勢力に該当すると認められ、当社が解約を申し出たとき</u></p>

新	旧
<p>が解約を申し出たとき</p> <p>イ <u>暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること</u></p> <p>ロ <u>暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること</u></p> <p>ハ <u>自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること</u></p> <p>ニ <u>暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること</u></p> <p>ホ <u>役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること</u></p> <p>(7) <u>お客様が自ら又は第三者を利用して、次のイからホまでのいずれかに該当する行為を行い、当社が契約を継続しがたいと認めて、解約を申し出たとき</u></p> <p>イ <u>暴力的な要求行為</u></p> <p>ロ <u>法的な責任を超えた不当な要求行為</u></p> <p>ハ <u>取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為</u></p> <p>ニ <u>風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為</u></p> <p>ホ <u>その他上記イからニに準ずる行為</u></p> <p>(8) やむを得ない事由により、当社が解約を申し出たとき (削 る)</p> <p>第17条 (現行どおり)</p> <p>(免責事項)</p> <p>第18条 当社は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。</p> <p>(1) (現行どおり)</p>	<p>(8) <u>お客様が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、当社が契約を継続しがたいと認めて、解約を申し出たとき</u></p> <p>(9) やむを得ない事由により、当社が解約を申し出たとき</p> <p>2 <u>前項による投資信託受益権の振替手続きが遅延したときは、遅延損害金として振替が完了した日までの手数料相当額をお支払いください。この場合、第13条第2項に基づく償還金等は、遅延損害金に充当しますが、不足額が生じたときは、直ちにお支払いください。</u></p> <p>第17条 (省略)</p> <p>(免責事項)</p> <p>第18条 当社は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。</p> <p>(1) (省略)</p>

新	旧
<p>(2) 依頼書、諸届その他の書類に使用された印影（又は署名）を届出の印鑑（又は署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて投資信託受益権の振替又は抹消、その他の取扱いをしたうえで、当該書類について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害</p> <p>(3) 依頼書に使用された印影（又は署名）が届出の印鑑（又は署名鑑）と相違するため、投資信託受益権の振替をしなかった場合に生じた損害</p> <p>(4)～(6) （現行どおり）</p>	<p>(2) 依頼書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて投資信託受益権の振替又は抹消、その他の取扱いをしたうえで、当該書類について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害</p> <p>(3) 依頼書に使用された印影が届出の印鑑と相違するため、投資信託受益権の振替をしなかった場合に生じた損害</p> <p>(4)～(6) （省略）</p>
<p>第19条 （現行どおり）</p> <p><u>（個人情報等の取扱い）</u></p>	<p>第19条 （省略）</p>
<p>第20条 <u>米国政府及び日本政府からの要請により、当社は、お客様が外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）上の報告対象として以下の(1)、(2)又は(3)に該当する場合及び該当する可能性がある」と当社が判断する場合、米国税務当局における課税執行のため、お客様の情報（氏名/名称、住所/所在地、米国納税者番号、口座番号、口座残高、口座に発生した所得の額、その他米国税務当局が指定する情報）を米国税務当局に提供することがありますが、この規定の定めにより、お客様の当該情報が米国税務当局へ提供されることについて同意していただいたものとして取り扱います。</u></p> <p><u>(1) 米国における納税義務のある自然人、法人又はその他の組織</u></p> <p><u>(2) 米国における納税義務のある自然人が実質的支配者となっている非米国法人又はその他の組織</u></p> <p><u>(3) FATCAの枠組みに参加していない金融機関（米国内国歳入法 1471 条及び 1472 条の適用上、適用外受益者として扱われる者を除きます。）</u></p>	<p>（新 設）</p>
<p style="text-align: right;">日本証券金融株式会社</p> <p>平成21年 1 月 5 日 制 定 <u>（大阪証券金融株式会社）</u></p> <p>平成22年 4 月 1 日 一部改定</p> <p>平成22年 7 月 1 日 一部改定</p> <p>平成23年10月 1 日 一部改定</p>	<p style="text-align: right;">日本証券金融株式会社</p> <p>平成21年 1 月 5 日 制 定</p> <p>平成22年 4 月 1 日 一部改定</p> <p>平成22年 7 月 1 日 一部改定</p> <p>平成23年10月 1 日 一部改定</p>

新	旧
平成25年7月22日 一部改定 (<u>日本証券金融株式会社</u>) 平成25年10月1日 一部改定 <u>平成26年6月20日</u> 一部改定	平成25年7月22日 一部改定 平成25年10月1日 一部改定